

福島第二原子力発電所の現況（2019年12月25日掲載）

1～4号機の不適切なケーブル敷設に関する自主管理分の是正完了について

当所 3・4 号機中央制御室床下や 1～4 号機における現場の不適切なケーブル敷設については、2019 年 3 月 13 日までに、是正が完了したことから、同日、原子力規制委員会へ報告いたしました。

その後、自主管理の対象としていた 1～4 号機使用済燃料の安定冷却に係る機器の 1 区分跨ぎのケーブル敷設についても、是正を進めておりましたが、2019 年 12 月 19 日までに、すべての是正が完了し、12 月 25 日、原子力規制庁へ連絡しましたのでお知らせいたします。

（以下、お知らせ済み）

福島第二原子力発電所 1～4 号機における不適切なケーブル敷設に関する是正結果について、本日、原子力規制委員会へ報告いたしましたのでお知らせいたします。

[\(2019年3月13日までにお知らせ済み\)](#)

柏崎刈羽原子力発電所 6 号機中央制御室床下において誤ってケーブルが敷設された事例（2015 年 9 月に確認）を踏まえ、福島第二原子力発電所は原子力規制委員会の指示に基づき、ケーブル敷設状況を 2015 年 11 月より調査した結果、柏崎刈羽原子力発電所と同様、中央制御室床下（3・4 号機）や現場ケーブルトレイにおいてケーブル敷設の誤りを確認しました。

これらについて、原因と再発防止対策をとりまとめ、原子力規制委員会へ提出いたしました。

[\(2016年3月30日までにお知らせ済み\)](#)

以 上

*1 原子力規制委員会からの指示内容

1. 貴社柏崎刈羽原子力発電所において確認された不適切なケーブル敷設について、根本的な原因を究明するために行う分析を実施するとともに、その結果を踏まえた再発防止対策を策定し、平成 28 年 1 月 29 日までに報告すること。
2. 貴社福島第二原子力発電所における既存の安全系ケーブル敷設の状況について、系統間の分離の観点から不適切なケーブル敷設の有無を調査すること。

3. 2. の調査の結果、系統間の分離の観点から不適切なケーブル敷設が確認された場合は、不適切なケーブル敷設による安全上の影響について評価するとともに、不適切にケーブルが敷設された原因の究明及び再発防止対策を策定すること。
4. 貴社柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブル敷設に係る工事が安全機能を有する設備に火災防護上の影響を与えたことと同様に、貴社福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所内の工事により、安全機能を有する設備（既に受けた許可に係るものに限る。以下同じ。）に対して、火災防護上の影響等、安全機能へ影響を与えるような工事が行われるおそれのある手順等になっていないか、貴社の品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）を検証すること。また、検証の結果、QMSに問題があると判断した場合には、既存の安全機能を有する設備に対して影響を与えた工事の事例の有無、影響の程度を調査すること。
5. 上記 2. から 4. までの結果を平成 28 年 3 月 31 日までに当委員会に報告すること。
6. 2. の調査の結果、不適切なケーブル敷設が確認された場合及び 4. の検証の結果、QMSに問題があると判断した場合は、速やかに適切な是正処置を実施し、その結果を遅滞なく当委員会に報告すること。

*2 ケーブル跨ぎの概念について



安全系区分が異なるケーブルトレイは分離距離の確保により「火災の影響軽減」が講じられています。したがって1区分跨ぎについては、複数の安全系区分が同時に機能喪失することはありません。